特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会加盟の団体に関する承認基準

（目　的）

1. この基準は、特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会定款第６条に定める特定

非営利活動法人焼津市体育協会（以下「本会」という。）への加盟について、必要な

事項を定めることを目的とする。

　（加盟申込みの資格）

1. 本会に加盟しようとしているものは、次の資格を備えるものとする。
2. 事務所は焼津市内に所在すること
3. 市民の体育スポーツ活動の普及事業及び研修事業を実施し、その活動が期待

できるもの

1. 本会に加盟していないスポーツを実施していること（既に本会に加盟してい

る種目のスポーツを行っている場合は、その団体に加盟しなければならない。同

一種目の二重加盟は認めない）

1. 結成後２年以上経過していること
2. 団体としての組織、運営がなされていること
3. 市民をその主たる対象として構成されたスポーツ団体であること
4. 団体の場合は構成員が５人以上、あるいはチーム数が２以上の団体であるこ

と

　（８）宗教活動、政治活動又は営利活動を目的としないこと

　（９）次の各項目を備え、且つ確実なものであること

　　　ア　規約を有し、代表者・会計及び監事を置くこと（この三者は兼務不可とし原則として親族（親・兄弟・親戚等）及び利害関係者が含まれてはならない）

　　　イ　事業報告、収支決算、事業計画、収支予算が明確にされていること

　　　　（経理が明確であること。予算書や決算書が作成され、会員に周知されていること）

　　　ウ　意思決定、執行及び代表する機関が確立されていること

　　　エ　自ら経理、監督する等、会計機関を有すること

　　　オ　年間を通じて、継続的且つ計画的な事業を有すること

（加盟申請手続き）

1. 本会へ加盟しようとする団体は、別表１に定める特定非営利活動法人焼津市ス

ポーツ協会加盟申請書及び関係書類を添えて本会長へ提出しなければならない。

（加盟の承認）

1. 本会会長は、前条に定める特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会加盟申請書

を受理したとき、直近の理事会に加盟の承認の可否を図らなければならない。

２　加盟の団体は、本会の定款を守らなければならない。

附　則

この基準は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この基準の一部改正は、令和３年４月１日から施行する。